

質 疑 ・ 回 答 書

件 名	我孫子市営住宅管理システム構築業務委託及びサービス提供業務	発注番号	
		発注主管課名	建築住宅課
質 疑		回 答	
1	<p>仕様書6ページ 4 移行要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移行データは、自社に持ち帰ることができるという認識でよろしいでしょうか。</li> <li>・ 持ち帰ることができる場合は、下記のどのパターンになりますでしょうか。</li> </ul> <p>1 現行データそのもの</p> <p>2 個人情報をマスキングする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ データ移行作業は、自社内にて行う事ができるという認識でよろしいでしょうか。</li> </ul>	1	<p>クラウドでシステムを構築する場合、移行データはマスキングせずに必要な全てのデータを提供します。オンプレミスで構築する場合は、個人情報をマスキングしたうえで提供します。</p>
2	<p>仕様書6ページ 4 移行要件</p> <p>下記4点のデータについては、データ移行年度である最新年度（令和4年度）以降のデータのみ移行する方針でよろしいでしょうか。</p> <p>① 基準家賃計算用各種パラメータ値</p> <p>② 基準家賃計算結果情報</p> <p>③ 各世帯員の収入情報</p> <p>④ 各世帯の収入認定計算結果情報 （所得合計、控除額合計、認定月額、本来家賃等）</p>	2	<p>令和4年度以前のデータについても可能な限り移行したいと考えています。</p>
3	<p>貴市ホームページにて「我孫子市小規模改良住宅の設置及び管理に関する条例（以下条例）」を確認したところ、</p> <p>布佐東部地区小規模改良住宅の11戸については、下記のように面積で家賃が決まっているとの記載がありました。</p> <p>この事について、弊社は以下の解釈を行いました。が、合っていますでしょうか。</p>	3	<p>お見込みのとおりです。</p>

質 疑	回 答
<p><b>【解釈】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11戸それぞれの部屋ごとに、あらかじめ基準の本来家賃（※条例の別表第2の事）が決まっており、年度途中で変わる事は無い。また、条例が変わらない限り、この金額は変わらない。</li> <li>・収入超過者認定された場合、「基準の本来家賃（※条例の別表第2）」に「条例の第11条」の割増率を使用して、割増後の家賃を算定する。</li> </ul> <p>◆条例の別表第2 小規模改良住宅の面積（1戸当たり） / 家賃（月額）</p> <hr/> <p>①82.8㎡ / 30,600円 ②79.9㎡ / 29,500円 ③76.6㎡ / 28,300円 ④60.1㎡ / 22,200円</p> <p>◆条例の第11条 小規模改良住宅の入居者の収入 / 収入超過時の割増率</p> <hr/> <p>①114,000円（裁量世帯の場合139,000円）を超え158,000円以下の場合 / 0.3 ②158,000円を超え191,000円以下の場合 / 0.5 ③191,000円を超える場合 / 0.8</p> <p>4 布佐東部小規模改良住宅以外の住宅は、すべて公営住宅であり、政令月収に応じて8分位のいずれかの本来家賃を使用する計算方式（応能応益）であるという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>5 <b>【機能一覧（様式6） - No.24】</b> ①世帯情報として、最低限、以下の項目を確認できること。 世帯種別・生活保護・代理納付・裁量・電話番号・変更送付先</p> <p>世帯種別という区分をシステムで管理しておりません。世帯種別とは、何を管理する項目でしょうか。</p> <p>受領した機能要件から、世帯が、一般世帯なのか裁量世帯なのかを管理する項目なのではないかと考えました。</p> <p>裁量世帯・・・収入認定時、認定月額が214,000円を超えた場合に収入超過者認定を行う。 一般世帯・・・収入認定時、認定月額が158,000円を超えた場合に収入超過者認定を行う。</p>	<p>4 お見込みのとおりです。</p> <p>5 世帯の種別は次のとおりです。 ・単身世帯 ・ひとり親世帯（20歳未満の子を養育している） ・多子世帯（18歳未満の子を3人以上養育している） ・一般世帯（上記の世帯に該当しない）</p>

質 疑	回 答
<p>6 我孫子市様は家賃などの賦課に「期別」という表現を使用されておりますが、1年を12か月として、ひと月ごとに調定・収納する認識でありますが、合っていますでしょうか。</p>	<p>6 お見込みのとおりです。</p>
<p>7 仕様書5ページ (2)基本方針-⑫ ・クライアント（パソコン）も既設のものを利用するという認識でよろしいでしょうか。 ・また、クライアント（パソコン）のブラウザの種類をご教示願います。 ・IE ・Edge(Chromium版) ・Chrome</p>	<p>7 クライアントについては、お見込みのとおりです。ブラウザについては、ChromeとEdge Chromiumが利用可能です。標準のブラウザはChromeです。</p>
<p>8 様式6 機能一覧No. 67（別紙1） 用紙サイズとプレ印刷の有無をご教示ください。また、下段の納入通知書に納付場所は裏面に記載とありますが、裏面は別途ご用意いただきシステムからの印刷は表面のみの想定でよろしいですか。</p>	<p>8 用紙サイズはA4です。プレ印刷はありません。印刷は表面のみです。</p>
<p>9 様式6 機能一覧No. 71 「月毎の収納率が一覧で容易に分かること。」とありますが、同時に表示すべき項目や集計単位など具体的なイメージをご教示ください。</p>	<p>9 集計単位は一月毎で、A4用紙に家賃・駐車場別で調定額、収納額、収納率、還付額の記載があること。</p>
<p>10 様式6 機能一覧No. 88 住民税システムは個人番号利用事務系ネットワークで稼働していることと存じますが、調達システムが個人番号利用事務系以外のネットワークに搭載される場合、CSVファイルの受渡しはどのように行われる想定かご教示ください。</p>	<p>10 記録媒体を使用し受渡します。</p>
<p>11 様式6 機能一覧No. 110 「住宅の評価替え」とはどのような状況でどのような項目が変わり得るのかご教示ください。</p>	<p>11 該当がありませんでしたので、機能一覧No. 110は削除します。</p>
<p>12 仕様書 4ページ 3 導入要件 (1) 前提条件 ①システムの形態等 及び ②本市の環境 公営住宅はマイナンバー利用事務であることからマイナンバー利用事務系ネットワーク上への構築が想定されますが、LGWAN-ASPでの提案を可と判断された経緯を差し支えない範囲でご教示ください。。</p>	<p>12 本市では、当該システムにおいてマイナンバーを利用しない運用となっているため、LGWAN系のネットワークで構築します。よって、LGWAN-ASPによる提案も可能となっています。</p>

質 疑	回 答
<p>13 仕様書 5 ページ 3 導入要件 (5) システム規模等 ①システム利用者数及び端末数 利用者数4人、同時接続台数3台とありますが、セットアップが必要な端末台数は何台になりますか。また、利用予定の端末のOSとスペック、主要搭載ソフトウェアをご教示ください。</p>	<p>13 本市では、ほぼ全ての端末がシンクライアントになっており、個人が利用するVDIはインスタントクローンで、業務システムなどをインストールする必要があるVDIはフルクローンとなっています。 システムの形態によりVDIがどちらになるか必然的に決まることになり、ブラウザで動くシステムの場合はインスタントクローンのVDI、クライアントにセットアップが必要な場合はフルクローンのVDIになります。 どちらのVDIも同じスペックです。 【スペック】 Windows10 Enterprise LTSC Xeon Gold 6240R(vCPU 2 コア) メモリ 8 GB</p>
<p>14 提案依頼書 P.4 (4) ウ 「事前に提出された企画提案書に沿った内容とし、提出されていない提案についてはプレゼンテーション及びデモンストレーションを禁止します。」とございますが、プレゼンテーションでは、企画提案書に沿った内容を前提とし、内容を補足する図やグラフを用いた資料を投影してもよろしいでしょうか。また、プレゼンテーション時に、投影資料以外の補足資料等の配布は可能でしょうか。</p>	<p>14 提案資料の抜粋や内容を見やすくまとめたものを使用することは差支えありませんが、補足資料については、事前に提出された内容と異なるものと判断される可能性があり、その場合失格になることがあります。</p>
<p>15 提案依頼書 P.8 (6) ウ 「用紙の大きさは、A4 版タテ（左綴じ）とします。」とありますが、別紙5の補足資料等で提出する場合に、A4 版ヨコとなっても問題ないでしょうか。</p>	<p>15 問題ありません。</p>
<p>16 提案依頼書 P.8 (6) エ 「見積書は、代表者印又は受任者印を押印し、封かんの上1部提出」とありますが、ここで指す見積書とは、様式9のことでよろしいでしょうか。</p>	<p>16 お見込みのとおりです</p>
<p>17 仕様書 P.4 (1) 貴市仮想基盤へのシステム構築にあたり、OS 払い出し・DB インストール等、貴市と事業者での環境構築の役割分担について、想定をご用事下さい。</p>	<p>17 Linuxについては、仮想マシンの作成及びOSのセットアップも含めて全て事業者で構築してください。 Windowsについては、仮想マシンの作成、OSのセットアップ、アクチベーション、ネットワーク設定等の基本的な部分まで市で実施します。事業者用管理者の作成、タスクスケジューラ、Windowsファイアウォール、OSへの機能の追加、ミドルウェアのインストール等は事業者で実施してください。</p>

質 疑	回 答
<p>18 仕様書 P.4 (1) 本業務において、NW 設計および作業は対象外でよろしいでしょうか。 庁内 LAN における通信ポートの設定等も、こちらからの依頼により貴市にて実施頂ける認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>18 お見込みのとおりです。</p>
<p>19 仕様書 P.4 (1) Web 型のシステムの場合、クライアントのブラウザは Google Chrome でも問題ないでしょうか。</p>	<p>19 問題ありません。</p>
<p>20 仕様書 P.4 (1) 使用不可のオープンソースソフトウェアはありますか。で しょうか。</p>	<p>20 次のソフトウェアは使用不可となります。 PDF-XChange Editor マルウェアとして検知されるソフトウェア 脆弱性のあるソフトウェア</p>
<p>21 仕様書 P.6 (8) 本業務において、クライアント機器等のハードウェア調達は含まれない理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>21 クライアントについては本調達に含まれませんが、専用プリンタ、バーコードリーダー、スキャナーなどの機器が必要な場合は積算に含めてください。</p>
<p>22 仕様書 P.6 (1) 既存システムからのデータ提供は何回を想定されています でしょうか。</p>	<p>22 3 回です。</p>
<p>23 仕様書 P.6 (1) 既存システムから提供していただく CSV ファイルの項目仕様書の提供は可能でしょうか。</p>	<p>23 受託者に提供します。</p>
<p>24 仕様書 P.6 (1) 現行システムで外字の使用はありますか。</p>	<p>24 外字の使用はありません。</p>
<p>25 機能一覧 帳票に関する要件確認にあたり、帳票一覧・帳票サンプル等をご提供いただけないでしょうか。</p>	<p>25 指定様式（別紙 1）を除く、パッケージ内でご用意いただける帳票を使用する予定ですのでサンプルは提供不要と考えます。</p>
<p>26 機能一覧 条例規定で定められた通知書のレイアウトを、提案パッケージ標準のレイアウトに変更することは可能でしょうか。 変更不可の場合は、条例規定で定められた通知書のレイアウトを提示していただけないでしょうか。</p>	<p>26 変更可能です。ただし、指定様式（別紙 1）については変更できません。</p>

質 疑	回 答
<p>27 機能一覧 No. 73 「家賃等について前月賦課額との比較が可能であること。」とありますが、EUC で指定月と前月を抽出して比較できるデータを抽出することで問題ないでしょうか。 もしくは差異の一覧が必要でしょうか。</p>	<p>27 差異の一覧が必要です。</p>
<p>28 機能一覧 No. 85 「No. 83 の計算結果について、前年度との比較が可能であり、一覧表等でわかりやすく表示されること。」とありますが、EUC で指定年度と前年度を抽出して比較できるデータを抽出することで問題ないでしょうか。</p>	<p>28 この項目については、EUC機能を使用することは避けたいです。</p>
<p>29 機能一覧 No. 117 「大規模災害による避難者の受入等、統計に含めることが適当でない世帯を検索対象から除外することが可能であること。」とありますが、除外の対象は、公営住宅管理の実態調査、改良住宅等管理データベース等の都道府県へ提出する資料が対象で問題ないでしょうか。</p>	<p>29 問題ありません。</p>
<p>30 機能一覧 No. 88 「住民税システムからCSV等の形式で提供されるデータの取込により、所得控除の一括登録が可能であること。」とありますが、提案する市営住宅システムが住民税システム側のファイル仕様に合わせる形でよろしいでしょうか。 その際に費用が発生する場合は、提案金額に含める必要がありますでしょうか。</p>	<p>30 お見込みのとおりです。費用が発生する場合は提案に含めてください。</p>
<p>31 質問対象資料：様式6 機能一覧 質問対象項番：No 4 質問内容：「宛名シールの印刷が可能であること」と記載されていますが、印刷対象は調定データがある入居者および退去者でよろしいでしょうか。</p>	<p>31 お見込みのとおりです。ただし、調定データがある入退去者の中に、送付先が別途設定されている場合はその宛名を印字してください。</p>
<p>32 質問対象資料：様式6 機能一覧 質問対象項番：No 9 質問内容：世帯員氏名の情報は入居募集時ではなく、入居申込処理時に登録が可能となりますがよろしいでしょうか。</p>	<p>32 問題ありません。</p>

質 疑	回 答
<p>33            質問対象資料：様式6 機能一覧            質問対象項番：N o 2 3            質問内容：「検索結果として、住戸番号・漢字氏名・ふりがな・入居日・退去日を表示すること」と記載されていますが、検索条件として住宅番号や入退去日を指定して検索が可能なため、住戸番号・入居日・退去日は表示される項目一覧には含まれなくてもよいとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>33            問題ありません。</p>
<p>34            質問対象資料：様式6 機能一覧            質問対象項番：N o 2 4 ~ 3 3            質問内容：「タブ切替等により同一画面上で確認できること」と記載されていますが、N o 2 4 ~ 3 3 のすべての情報が同一画面で確認できるのではなく、各N o 単位にて同一画面上で確認ができればよろしいでしょうか。</p>	<p>34            問題ありません。</p>
<p>35            質問対象資料：様式6 機能一覧            質問対象項番：N o 3 0            質問内容：「使用期間」について、契約日および解約日の確認ができること、との解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>35            お見込みのとおりです。</p>
<p>36            質問対象資料：様式6 機能一覧            質問対象項番：N o 3 4            質問内容：「保証人及び緊急連絡先情報について、過去の履歴も含め同一画面上で確認できること。」と記載されていますが、緊急連絡先については一覧で履歴が確認できなくてもよいとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>36            問題ありませんが、一覧で確認できないのであれば代替案の提案を求めます。</p>
<p>37            質問対象資料：様式6 機能一覧            質問対象項番：N o 4 0            質問内容：「N o 1 7 の同一画面にて納付書発行画面へ直接遷移できること」と記載されていますが、N o 1 7 は検索条件に関する要求機能のため、「検索結果の対象者を表示した画面から納付書発行画面への遷移ができること」との解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>37            お見込みのとおりです。</p>

質 疑	回 答
<p>38            質問対象資料：様式6 機能一覧            質問対象項番：N o 4 1            質問内容：「家賃等の直近の収納履歴をN o 1 7の同一画面で確認できること」と記載されていますが、N o 1 7は検索条件に関する要求機能のため、「検索結果の対象者を表示した画面で直近の収納履歴を確認できること」と解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>38            お見込みのとおりです。</p>
<p>39            質問対象資料：様式6 機能一覧            質問対象項番：N o 5 1            質問内容：入居取消の方法について、一旦入居手続きを行った記録を残すため、入居同日で退去処理を行う運用で問題がないでしょうか。また、明け渡し期限の管理は必要でしょうか。</p>	<p>39            問題ありません。            機能一覧N o 5 1について、「明渡し期限」は不適切な文言でしたので削除します。</p>
<p>40            質問対象資料：様式6 機能一覧            質問対象項番：N o 5 4            質問内容：車両の登録番号でのあいまい検索方法は、EUC機能にて出力されたC S Vデータから検索を行うことでもよろしいでしょうか。</p>	<p>40            問題ありません。</p>
<p>41            質問対象資料：様式6 機能一覧            質問対象項番：N o 6 7            質問内容：ご指定いただいた納付書様式（別紙1）は、当初納付書および随時納付書ともに同様式との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>41            お見込みのとおりです。</p>
<p>42            質問対象資料：様式6 機能一覧            質問対象項番：N o 7 0            質問内容：「敷金への充当額」との記載がありますが、家賃又は駐車場収入から敷金へ充当するのは、どのような状況を想定していますでしょうか。</p>	<p>42            「敷金への充当額」は不適切な文言でしたので、「敷金から未納家賃・未納駐車場使用料への充当額」に訂正します。</p>
<p>43            質問対象資料：様式6 機能一覧            質問対象項番：N o 7 6            質問内容：分納納付書の様式はご指定いただいております（別紙1）とは異なる様式になるかと思いますが、様式の指定はないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>43            分納納付書についても指定様式（別紙1）になります。</p>

質 疑	回 答
<p>44            質問対象資料：様式6 機能一覧            質問対象項番：N o 7 7            質問内容：「・・・同一画面上で管理できること」と記載されていますが、同一画面上から画面遷移にて確認ができれば良いとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>44            問題ありません。</p>
<p>45            質問対象資料：様式6 機能一覧            質問対象項番：N o 7 9            質問内容：発行停止を行う際は、対象月分の督促状・催告書を出力する際に発行停止とし、その後発行停止を解除する運用でよろしいでしょうか。</p>	<p>45            問題ありません。</p>
<p>46            質問対象資料：様式6 機能一覧            質問対象項番：N o 8 8            質問内容：住民税システムからの連携について、現行の住民税システムのベンダーを教えてください。可能でしょうか？また、住民税システムから提供いただくデータレイアウトを開示いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>46            現行システムは、CORKAS-R/AD II です。            データレイアウトは、受託に提供します。</p>
<p>47            質問対象資料：様式6 機能一覧            質問対象項番：N o 9 3            質問内容：「世帯種別の判定を行い・・・」との記載がありますが、世帯種別とはどのような種別なのかご教授願います。</p>	<p>47            世帯の種別は次のとおりです。            ・単身世帯            ・ひとり親世帯（20歳未満の子を養育している）            ・多子世帯（18歳未満の子を3人以上養育している）            ・一般世帯（上記の世帯に該当しない）</p>
<p>48            質問対象資料：様式6 機能一覧            質問対象項番：N o 1 0 1            質問内容：「・・・同一画面上で確認できること」との記載がありますが、CSVデータ抽出を行うことで、抽出結果を表示した画面上で確認が可能との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>48            お見込みのとおりです。</p>
<p>49            質問対象資料：様式6 機能一覧            質問対象項番：N o 1 2 3            質問内容：「抽出条件が保存され・・・」との記載がありますが、N o 1 2 2 で設定した抽出項目を保存することが可能となっております。日付や対象住宅などは、都度条件が変動することが想定される項目のため、保存されない仕様となっておりますが、よろしかったでしょうか。</p>	<p>49            問題ありません。</p>

質 疑	回 答
<p>50            質問対象資料：我孫子市営住宅管理システム仕様書            質問対象項番：基本事項(4)導入スケジュール①市が想定するスケジュール            質問内容：令和4年5月下旬の製品及び構築ベンダー決定後、令和4年8月以降システム構築（設計・開発・データ移行・テスト等）までの間に、導入に関する打合せの実施は可能との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>50            契約前のため、市からの指示や依頼などは行えませんが、構築に向けた社内準備のために市にヒアリングをしていただくことは差支えありません。ただし、契約後でなければ提供できないデータ（機密情報等）もありますので、可能な範囲で対応します。</p>
<p>51            質問対象資料：我孫子市営住宅管理システム仕様書            質問対象項番：基本事項(5)成果物④システム設計書            質問内容：パッケージシステムを提案させていただく場合は、システム設計書は貴市専用機能部分のみを納品することよろしいでしょうか。</p>	<p>51            お見込みのとおりです。</p>
<p>52            質問対象資料：我孫子市営住宅管理システム仕様書            質問対象項番：3 導入要件(1)前提条件②本市の環境            質問内容：貴市の仮想基盤を利用させていただく場合、仮想基盤で使用するOSは貴市より提供頂けるとの認識でよろしいでしょうか？その場合、仮想基盤へOSがインストールされた状態で提供いただくとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>52            Windowsの場合は市がOSを提供し、市がサーバへのインストールを行います。            Linuxについては、調達及びインストールの全てを事業者で実施してください。</p>
<p>53            質問対象資料：我孫子市営住宅管理システム仕様書            質問対象項番：3 導入要件(5)システム規模等②業務量            質問内容：「管理世帯数は約950世帯」との記載がありますが、管理されている戸数は住宅区分ごとにそれぞれ何戸でしょうか。</p>	<p>53            約950世帯のうち、11世帯が布佐東部小規模改良住宅です。それ以外は市営住宅です。</p>
<p>54            質問対象資料：我孫子市営住宅管理システム仕様書            質問対象項番：3 導入要件(5)システム規模等②業務量            質問内容：管理されている住宅区分毎の家賃算出方法についてご提示いただけますか。また、公営住宅応益家賃とは異なる計算方法があれば、合わせて計算式をご提示いただけますでしょうか。</p>	<p>54            市営住宅、布佐東部小規模改良住宅ともに公営住宅応益家賃の計算方法です。</p>
<p>55            質問対象資料：我孫子市営住宅管理システム仕様書            質問対象項番：4 移行要件(3)データ移行要件            質問内容：移行元システムからの移行データは、何回ご提供いただけますか。</p>	<p>55            3回です。</p>

質 疑	回 答
<p>56            質問対象資料：我孫子市営住宅管理システム仕様書            質問対象項番：4 移行要件(3)データ移行要件            質問内容：移行元システムからの移行データに関するお問い合わせ回数の制限はございますか。</p>	<p>56            問い合わせ回数の制限は特に設けていません。ただし、自由に何度でも問い合わせが可能ということではありません。</p>
<p>57            質問対象資料：同種事業の実績一覧（様式3）            質問対象項番：—            質問内容：記載させていただく実績は、ご提案パッケージのメーカーでの実績も含めてもよろしいでしょうか。</p>	<p>57            実績については、提案者の実績でありパッケージの実績ではありません。</p>
<p>58            質問対象資料：提案依頼書            質問対象項番：（4）ウ            質問内容：プレゼンテーション時に投影用資料を配布、投影することは可能でしょうか。また、投影用資料は企画提案書に沿った内容であれば、ページ入替、削除、構成変更等を行ってもよろしいでしょうか。</p>	<p>58            投影用に提出した資料の抜粋、入替、まとめなどを行うことは差支えありません。ただし、別途、補足資料を配布すると、事前に提出された内容と異なるものと判断される可能性があり、その場合失格になることがあります。</p>
<p>59            我孫子市様の住宅管理業務において、指定管理業者様への業務委託（契約）は行っておりますでしょうか。</p>	<p>59            行っておりません。</p>